

# 人事委員会議事録（第1625回）

## 1 開催日時

令和2年1月9日（木）15：00～16：10

## 2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

## 3 会議に出席した者

委 員	松 田 直 人	委員長
	鈴 木 尉 久	委 員
	長 尾 真	委 員
事務局職員	西 村 嘉 浩	事務局長
	森 本 剛 史	任用課長
	古 川 卓 哉	給与課長
	門 田 高 弘	任用課副課長兼総務審査班長
	小 倉 豊 道	給与課副課長

## 開 会

### 第1号議案

#### 議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1624回）について審議の結果、原案どおり承認した。

### 第2号議案

#### 審査請求の受理及び審査長の指名の件

任用課長が、令和元年12月20日付けで審査請求を受理するとともに、鈴木尉久委員を審査長として指名することを説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

### 報告事項1

#### 職員勤務実態調査の書面調査の結果

任用課長が、標記調査の書面調査の結果等を報告するとともに、今年度実施する実地調査（案）を説明した。

（委員からの質問）

長時間勤務者に対する医師の面接指導を受けていない者が多数いるが、その対策はどうしているのか。

（事務局）

面接指導を受けていないのは、大半が学校の教員である。知事部局であれば、例えば総合庁舎の場合は健康福祉事務所長が産業医であり、庁舎内で面接指導が行われるので受けやすい。一方、県立学校は、学校医のクリニック等に出向いて行かなければならず、

そのことも面接指導を受けていない者が多数いる要因と思われる。面接指導を受けていない者には、所属長から重ねて指導している。また、医師に学校に来てもらい面接指導の対象者全員に受けさせるところもある。

(委員からの質問)

面接指導はどういったことを行うのか。単に医師の話を聞くだけで効果があるのか。  
(事務局)

本人に対しては医師が健康診断結果を踏まえ、勤務状況や疲労の蓄積状況等を把握して必要な指導を行い、所属長に対しても健康診断結果のほか、超過勤務の縮減や仕事の分担の見直しについて助言している。

## 報告事項 2

### 選考試験（第2回）の申込状況

任用課長が、標記試験の申込状況等を報告した。

(委員からの質問)

獣医師は初任給調整手当を新設したが、それでも募集は難しいのか。

(事務局)

獣医師は民間や他の自治体と併願される方もいるため、今回申込みが少なかった。

## 報告事項 3

### 人事行政の運営等の状況

給与課長が、標記について、作成の趣旨及び主な内容（人事課作成部分のうち、人事評価、給与・定員管理等、勤務時間及びその他の勤務条件、研修、福祉及び利益の保護）を中心に報告した。

## 報告事項 4

### 高齢層職員に係る給与面の改善

給与課長が、知事から要請のあった標記内容を説明した。

(委員からの質問)

行財政構造改革による給与抑制措置が終了すると、抑制以前の給与水準に戻るのか。  
(事務局)

抑制措置期間中にも給与改定等があるので、抑制措置開始前の当時の給与水準に戻るわけではないが、給与制度本来の水準に戻る。

一方で、平成27年の給与制度の総合的見直しによる給料表の引下げは、給与制度自体の変更になるため、引下げ前の水準には戻らない。経過措置として、昇給・昇格により引下げ前の給料月額に達するまで差額を支給する現給保障が実施されてきたが、今年度末で廃止されることになっている。

現在の現給保障の対象者は、総合的見直しによる給料表の引下げ率が高い高齢層職員が多い。また、近年の給与改定も若年層の引上げに重点が置かれており、相対的に高齢

層職員にとって厳しい状況となっている。

(委員からの質問)

地域手当の支給率は給料に対するものか。

(事務局)

給料月額に扶養手当と管理職手当を加えた額に対して支給率を乗じることになっている。

(委員からの質問)

本県と国の支給率を比較すると、神戸市では国より低い一方で、郡部では国より高いが、加重平均すると国と均衡しているという理解で良いか。

(事務局)

そうである。本県では、国のように地域を細分化して支給率を定めるのではなく、従来から3区分で支給している。

## 報告事項5

### 任命権者が行った処分

任用課長が、教育委員会が行った7件の懲戒処分内容及び理由を説明した。

(委員からの質問)

わいせつ行為による懲戒処分を減らすため、どのような取組を行っているのか。

(事務局)

教職員に対して機会あるごとに非違行為防止のための職場研修を実施するなど、再発防止に努めている。

## 閉 会